

令和6年度第2回  
杉並区農業委員会 総会

令和6年5月22日（水）

1. 開催日時 令和6年5月22日(水) 15時30分から17時

2. 開催場所 杉並区産業振興センター会議室

3. 出席委員(11人)

会長	13番	秦 孝良		
会長職務代理	5番	飯田 幸弘	6番	原田 映史
委員	1番	細淵 玉美	8番	篠 清孝
	2番	蓮見 紳次	9番	井口 源成
	3番	原 修吉	10番	井口 明
	4番	野田 一郎	11番	田原 良規

4. 欠席委員(2人)

委員	7番	小野 実	12番	鈴木 宗孝
----	----	------	-----	-------

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 石野 哲夫

事務局次長 松本 智之

事務局書記 齊藤 慧

山口 育生

6. 議事日程

【協議事項】

- 1 農業委員会の適正な事務実施について
- 2 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 3 第64回企業的農業経営顕彰事業の実施について
- 4 第44回農業後継者顕彰事業の実施について
- 5 杉並ふれあい農業推進事業の募集について

【依頼事項】

- 1 令和6年度新規就業者奨励賞受賞候補者の推薦について

【報告事項】

- 1 農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について
- 2 その他

## 7. 議事

- 事務局長 それでは、令和6年第2回農業委員会総会を開始いたします。
- 本日は協議事項が5件、依頼事項が1件、報告事項がその他を含めて2件ございます。議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。
- 本日の欠席委員は小野委員と鈴木委員です。
- また、本日の署名委員は、井口 源成委員と井口 明委員です。よろしくお願いいたします。
- では、協議事項に入ります。
- 議事進行を秦議長にお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、協議事項に入ります。
- 1番、農業委員会の適正な事務実施について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 資料1-1と1-2をご覧ください。
- 毎年実施しております最適化活動実施状況の点検・評価の公表に関しましては、農業委員会法第37条の規定により、毎年6月30日までにインターネット等によって公表することが義務付けられているため、本日決定いただきたく存じます。
- それでは、資料1-1、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価をご覧ください。指定の書式に合わせて作成しております。
- なお、全面市街化区域のため記載が不要とされている箇所につきましては斜線を入れております。
- 1、最適化活動の成果目標、(2)有休農地の解消等につきましては全てゼロヘクター、黄区分解消工程表策定については策定しなかったとしています。2、最適化活動の活動目標の最適化活動を行う農業委員の人数は13人、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数につきましては、目標が6日、実績が2.6日となっています。3、点検・評価結果ですが、農業委員会の点検・評価結果については、期待どおりの結果が得られたとしております。
- 続きまして、資料1-2、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表をご覧ください。こちらも指定の書式に合わせて作成しております。
- なお、全面市街化区域のため、資料1-1と同じく、記載が不要とされている

箇所については斜線を入れております。

1、農業委員会の状況でございます。1、農業委員会の現在の体制につきましては、現在の農業委員の数について記載をしております。2、農家・農地等の概要につきましては、記載の数値は農林業センサス等の数値でございます。

2ページ目をご覧ください。最適化活動の実施状況です。斜線を除きまして、(2)有休農地の発生防止・解消につきましては、有休農地はゼロヘクタールとなっております。続きまして、3ページ目をご覧ください。④その他の農地の利用状況調査及び農地の利用意向調査について、それぞれ調査実施時期を9月、調査結果取りまとめ時期を9月から10月としており、農業委員会の点検結果につきましては、今年度も有休農地の発生を防止できたと評価しております。

(3)新規参入の促進については、栽培に関して近隣の住宅との関係で様々な制限を受けるため、新規参入者を呼び込むことは困難であるとしております。

4ページをご覧ください。2、最適化活動の活動目標について、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりの活動日数は月6日としております。委員の数は13人としております。次に、1ページ飛ばしていただき、6ページをご覧ください。事務の実施状況でございます。1、総会、部会の開催実績については、毎月総会を開催しておりますが、昨年度は農業委員の改選がございましたので7月は2回、それ以外は1回と記入しております。

2、農地法第3条に基づく許可事務については、昨年度申請はございませんでした。

私からは以上になります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました、いかがでしょうか。

○原委員 3ページの(3)の新規参入の促進の課題について、私からよろしいでしょうか。本区は市街化区域であるため、農地が少なく、農地の対策が難しいというのは現実としてあり、今年度の実績としてはこちらの記載になると思いますが、来年度以降は円滑化法の制定による新規就農者に対する農地の対策について、随時農業委員会で検討を推進していくというような記載ができるように活動していくべきだと思います。

○議長 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

それでは、こちらの内容で決定したいと思います。

続きまして、2番、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長 (1件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)  
(協議)

○議長 それでは、証明書を発行することで決定いたします。  
続いて、2件目、お願いいたします。

○事務局長 (2件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)  
(協議)

○議長 それでは、証明書を発行することで決定いたします。  
続いて、3件目、お願いいたします。

(3件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)

○議長 それでは、証明書を発行することで決定いたします。

○原委員 私から1点よろしいでしょうか。次年度の、3年ごとの継続届出の対象農地は事務局で認識していると思います。毎年現地調査を行っていますが、A評価以外の継続届出の対象農地に対しては、他と同様の文書で指導するのではなくて、来年は継続届出の対象地であることを認識させる必要があると思います。調査のときに伝えておくことに加えて、担当委員の方からも声をかけていただくことができれば、今後の協議がしやすくなると思います。

○議長 ありがとうございます。

○井口明委員 私からもよろしいでしょうか。継続届出の対象地に関しては、早めに事務局から情報共有をいただきたいと思っています。そうすれば見回り強化や農家さんへの助言等を期限に余裕をもって行うことができるので、よろしく願いいたします。

○事務局 農家さんの継続届出の予定は事務局で把握しておりますので、年間予定分を表などにまとめて、委員の皆様に共有いたします。

○議長 よろしく願いいたします。

続きまして、協議事項の3番と4番、第64回企業的農業経営顕彰事業の実施について、第44回農業後継者顕彰事業の実施について、事務局から説明をお願いいたします。

- 事務局長      それでははじめに資料3をご覧ください。  
こちらは例年行っております企業的農業経営顕彰の要綱となっております。  
事業の内容については昨年と同様で変更はございません。推薦の期限は8月30日となっております。参考として資料の最後に過去受賞者の一覧表を添付しております。
- 続きまして、資料4をご覧ください。  
こちら3番と同様に、例年行っております農業後継者顕彰の要綱となっております。推薦期限は7月31日となっております。こちら参考として資料の最後に、過去受賞者の一覧を添付しております。  
私からの説明は以上です。
- 議長            ありがとうございます。  
こちらは例年、JAに推薦を依頼していますので、今年も依頼してよろしいでしょうか。  
(異議なし)
- 議長            それでは、そのようにお願いします。  
続きまして、協議事項第5番、杉並ふれあい農業推進事業の募集について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長      それでは、資料5をご覧ください。  
例年、ふれあい農業推進フォトコンテストを実施しておりますが、今年度は今までのフォトコンテストに代わり、新たな取組として絵画コンクールの実施をご協議いただきたく募集要項案を作成いたしましたので、説明します。  
1番、趣旨に関しましては、フォトコンテストと同様の内容となっております、農業に関する写真ではなく、絵画を募集いたします。  
2番、応募規定についてですが、(1)内容に関しましては、杉並の農風景や農産物に関する絵画としております。続いて(2)応募資格は杉並区在住・在学の小学生のみ、1年生から3年生の部、4年生から6年生の部の2部に分けております。(3)応募期間は7月16日から9月30日までとしており、(4)提出先は農業委員会事務局としています。(5)応募方法は、保護者の了承をもらい、封書にて持参もしくは郵送としております。(6)サイズはB4サイズの画用紙としております。こちらは絵具、クレヨン、色鉛

筆、カラーペンなどで描いた作品を対象としております。(7)注意事項としまして、ア)一人一点未発表のものに限る。イ)作品については区の農業振興に関するパンフレットやイベント等に利用することを了承いただくこと。ウ)著作権は区に帰属すること。エ)提出された作品の返却は原則行いませんが、希望の場合は応相談としております。

3番、審査につきましては、農業委員会でご入賞作品を選んでいただきます。

4番、賞と賞品ですが、農業委員会会長賞(金賞)をはじめ、銀賞、銅賞、佳作に分け、各部門、記載のとおり、賞状・メダル及び図書カードを考えており、発表は11月上旬としております。

次のページに参考として、他自治体で実施されている絵画コンクールのチラシを載せております。

また、昨年同様にフォトコンテストを実施する場合も考慮いたしまして、例年どおりのフォトコンテストの要項も作成しております。

こちらの募集記事は、広報すぎなみやホームページに掲載する予定でございます。

また、記載しておりませんが、応募された絵画につきましては、10月の農業委員会総会で委員の皆様へ審査していただきます。展示についてはフォトコンテストと同様に、農業祭や産業振興センターの共用部分、杉並区役所のギャラリーへの掲示を予定しております。

私からは以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、皆様いかがでしょうか。

○田原委員 応募方法ですけれども、おそらく小学校3年生でカリキュラムに畑の見学が入っていると思います。そのような学校に授業の一環で描いてもらうことができるのではないのでしょうか。

○事務局長 教育委員会にもご協力は依頼する予定です。例えばクラス単位で協力していただくことができれば多くの作品を応募いただけると思うのですが、学校側も忙しく、時間を割くことができない点が考えられることから、児童の皆様へ自主的に出していただくことになるかと思っております。

○井口明委員 絵画コンクールとフォトコンテストの両方は実施しないということですか。

- 事務局次長 はい。絵画コンクールのみの実施とします。
- 井口明委員 応募数が膨大になってしまった場合はどのように対応するのでしょうか。また、どのような基準で選べばよいのでしょうか。
- 事務局次長 自主的な応募を予定しておりますので、膨大な応募数にはならないとは思われます。しかし、応募数は増やしていきたいため、区広報のほか、区立学校にもチラシ配布を行い、周知に努めます。基準に関しましては、他自治体を参考にすると、絵の技術で評価しているわけではないと聞いております。
- 原委員 応募数が多い場合は、会長・職務代理を中心に数を絞った後、総会で審議するのはいかがでしょうか。
- 井口明委員 それが良いと思います。
- 議長 それでは今年度はフォトコンテストではなく、絵画コンクールでよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、依頼事項に入ります。
- 1番、令和6年度新規就業者奨励賞受賞候補者の推薦について、事務局よりお願いいたします。
- 事務局長 それでは資料6、新規就業者の奨励賞の交付に関する要領をご覧ください。
- 東京都農林水産振興財団から令和5年度中に新規就業された方についての表彰事業調査がございました。奨励の対象は、第3、新規就業者の奨励に記載しておりますが、1の(1)東京都内の農林水産業者であること、(2)将来にわたって農林水産業に就業する意欲があると認められることとなっております。
- こちら資料に記載がございませんが、提出期限は6月25日ということになっております。該当する方がいらっしゃいましたら、6月24日までに事務局までご連絡をよろしくお願いいたします。
- 以上です。
- 議長 それでは、この表彰事業の対象について、御存じの方がいらっしゃれば、事務局までご連絡をお願いいたします。
- 議長 それでは、報告事項に入ります。
- 1番、農地法第4条・第5条届出書受理の専決処分について、事務局から願



いたします。

○事務局長 （「農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」6件について、届出年月日、譲受人、譲渡人を報告、土地の所在地、また、担当委員より現地の様子について説明）

○議長 ありがとうございます。それでは、報告のとおりご了承承願います。  
では、続きまして、報告事項第2番、その他の報告事項について、事務局からお願いいたします。

○事務局 では、私から、まず農地パトロールについて説明いたします。  
令和6年度農地利用状況調査の実施についてという資料をご覧ください。  
内容といたしましては、農地パトロールのやり方を再検討させていただきたく、こちらの資料を用いて説明させていただければと思います。  
はじめに、これまでの実施方法として、昨年度から平成30年度までのやり方を記載しております。昨年度は実施期間を2日としており、1日目にまず前年度指導を受けた農地を全農業委員様にて現地調査を行い、2日目に中央線を境に南北二手に分かれて別日で、担当地域が南部の農業委員さんが南側を、担当地域が北部の農業委員さんが北側を調査するという方法でした。  
令和4年から令和2年に関しましてはコロナの影響から、少数化して、担当地区の農業委員様を含め、2名1組として調査を行い、1日1組で各担当地区の調査を行う方法でした。  
令和元年度に関しましては、令和5年度と似ておりますが、前年度指導を受けた農地を全農業委員様で調査する工程はなく、始めから南北に分かれて調査を行いました。30年度は、元年とは逆で、南部に担当を持つ農業委員さんが北部を調査し、北部に担当を持つ農業委員さんが南部を調査する方法でした。  
続きまして2番、参考として他自治体の事例を記載いたしました。1つ目、担当地区のリストを、各委員様へ配付した後、期間を定めて各々調査していただき、その中でも肥培管理があまりされていない、評価がよくない農地に関してのみ担当委員様と事務局で改めて確認していく方法です。2つ目、全体の地区を4班に分けて、午前中に各担当地区を一斉に調査、その後、昼頃に一度集合し、午後に評価が低い農地のみを全員で調査するという方法です。3つ目、任期である3年間で全農地を見るということをまず前提に置いて、1年で3分の1ず

つ農地を確認していくという方法がございました。

続きまして3番、他自治体の事例も参考に、6年度の実施方法案として3つの案を提示しております。

1つ目が他自治体を参考にした調査法で、担当地区のリストを配付させていただき、調査期間を設けて、各農業委員様に調査を行っていただく方法です。その後、管理不十分の農地を事務局へ共有していただき、後日改めて事務局、担当委員様と秦会長、飯田職務代理、原委員で再調査を行い、評価・指導内容を確定する案でございます。各地域の調査結果に関しては、その後の農業委員会総会にて各々からご報告をいただくことができると考えております。

続いて2つ目、こちらは令和5年度と類似の調査法ですので、簡単にご説明させていただきます。令和5年度と同じやり方で、2日目に南部の農地を北部担当の農業委員様が、北部の農地を南部担当の農業委員様が調査する方法です。

3つ目が平成30年度と同じ調査法となります。

それぞれの調査法で行った場合のメリット・デメリットも記載しております。

1つ目の案のメリットといたしましては、分担して調査を行うことで農業委員の皆様のご負担が軽減する点、担当委員の方が経過を含めてその期間内で農地の判断ができる点、日程調整が行いやすく、8月の繁茂する前の時期に調査が可能になる点です。反対に、デメリットといたしましては、農地の評価が担当委員によって異なる可能性がある点と担当外地区の確認は行わないことから、農地同士の比較がしにくい点となっております。

2つ目の案のメリットとしては、全員で調査を行うため農業委員内での評価が一致する点、担当外地区の状況も確認ができることから、低評価農地の共通認識ができる点となっております。デメリットといたしましては、全員で調査を行うため、日程調整が困難であり、草が繁茂している9月に実施となる可能性がある点と、南北を別々に行くので、担当している農業者の方々からの説明を受けることができないという点になります。

3つ目の案のメリット・デメリットは2つ目の案と概ね同じですが、指導を受けた農地を全員で見に行く工程が抜けているので、低評価農地の共通認識がしにくい点がデメリットとなっております。

以上3つの案を事務局にて考案いたしました。皆様からもご意見をいただきました。

く思います。いかがでしょうか。

○原委員 8月は草が生えてないけれども、9月は草が生えているというのは実態と合っていないと思います。農業委員が見れば、管理不十分にて草が生えているか、夏作で終わってから生えた草かということは分かりますので、草のことは頭に入れる必要はないと思います。

○事務局次長 昨年度、極力9月は避けて日程調整を行っておりましたが、結局日程が合わず、9月に調査を行った際に、草がかなり繁茂しているという話がありましたので、今回は草について考慮いたしました。

○原委員 あと、1日で仕事が終わるほうがよいのか、午後だけの仕事を2日間行う方がよいのかも協議した方がよいかと思います。

また、分担して行うのであれば、各々のパトロールの担当地区を少し広げて、2人で担当したほうがよいと思います。個別に担当農地に対して評価の責任を持つことは難しいと思いますので、相談相手がいたほうが良いと思います。

○井口明委員 今年は2人1組で調査をして、その場では判断しづらい農地については、また会長や職務代理に相談し、最終評価していただくやり方がよいと思います。

○事務局次長 それでは、2人1組の組み合わせについては事務局で考案し、日程調整等を含め、その2名で調査を行っていただきますようお願いいたします。

○原委員 1点お願いがあります。今年と来年は今回の方法でよいけれども、3年に1回農業委員の改選の年は、必ず全員で全体を調査する方法で行っていただきたいです。

○事務局 かしこまりました。それでは、本日いただきました内容を踏まえて次回農業委員会総会で資料を提示いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○事務局 私からよろしいでしょうか。先程の農地パトロール関連になりますが、農地パトロールなどの現地調査を行う際、どのような部分に着眼して評価を行うべきかが分かる資料をいただきたいとの声が御座いました。事務局では現状そのような資料を持ち合わせておりませんので、案といたしましては、事務局、会長、職務代理、原委員の少数で意見を集めて、後日の農業委員会総会にて資料としての提示を考えております。

○原委員 内容としては、例えば貸借の関係になっていないかどうかとか、作付が現時点

で確認されているか、もしくは過去1年以内にきちんと作付されていた形跡があるかなどでしょうか。

○事務局 はい。そのような内容のものを考えております。

○原委員 基本的には法律がありますので、例えば納税猶予制度なら、貸借は円滑化法でないとならないことなどでしょうか。そのような法律の内容を頭に置いて、具体的な畑の利用について、野菜や果樹などの部門ごとに整理していくことができればよいと思います。

○事務局 かしこまりました。それではそのような内容で作成を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、行政視察について、視察時期や日数などに関しまして、ご意見をいただきたく思います。昨年度は1月に日帰りで青梅市へ視察をいたしました。今年度の時期や日数に関しまして、皆様からご意見を頂戴したく存じます。

○事務局長 私の意見といたしましては、杉並区と交流している自治体がよいのではないかと考えておりまして、例えば、農業で有名な地域ですと忍野村などがあるのですが、いかがでしょうか。

○原委員 埼玉の南彩なんかもよいかもしれませんね。

○事務局 ご意見ありがとうございます。ちなみに時期はいつ頃がよいでしょうか。

○原委員 農家が暇なときに行っても作物がありませんが、忙しい時期に行っても先方には迷惑になってしまいますよね。しかし、我々もある程度残骸でもよいので見ることができないと、視察の意味がなくなってしまいますよね。

○井口明委員 確かにそうですね。

○原委員 せめて9月が農繁期のところを見に行くのに、10月とか11月くらいには行くのがよいのではないかと思います。果樹が中心のところだったら、花粉づけが終わって収穫に入る間か、収穫が終わってすぐくらいというような時期に行きたいですね。

○事務局 では、一旦10月、11月くらいというところを第一に検討いたしますのでよろしく願いいたします。まだ確定ではありませんので、あらためてご相談させていただきます。

○原委員 それか11月の終わりから12月の初めにレモンの栽培を見に八丈に行くというの

もよいかもしれません。

○事務局 ご意見ありがとうございます。予算にも限りがありますので、どこへ視察に行くかももう一度検討したうえで調整いたします。時期によっては日帰りのほうがいいという方もいらっしゃると思いますので期間も含めてあらためて相談させていただきます。

続きまして私からもう1点ございまして、農地情報引継書という資料をご覧ください。前回の総会にて改選等により担当の地区が変更された際に引継書があると担当地区について分かりやすいとの意見がございましたので、事務局にて引き継ぎ書の案を作成いたしました。

事務局でも農家さんについて把握し切れていない部分もあるので、各委員様からもご存知の情報を記載いただきたいのですが、いかがでしょうか。

また、こちらは全農家を対象に行うわけではなくて、特記事項がある方や、農地パトロールの際に肥培管理がB評価の方々などを対象に記載していきたいと思うのですが、お手間をかけてしまうことにもなるので、そもそも今後引継書が必要であるかというところからお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○原委員 この文書は誰が記入するのですか。

○事務局 担当農業委員さんに記入していただく予定です。

○原委員 記入して事務局に渡せば、整理していただけるのですか。

○事務局 手書であれば、印刷か入力にてまとめさせていただきます。それを担当地区が変更となった際に渡していき、今までの経過が分かるようにしていければと思っております。委員の皆様も農家の方々といろいろお話をされて、各々で調整していることも多いかと思っておりますので、そのような内容をまとめることができればと思います。

○原委員 理想を言えば事務局に伝えて、現地を確認しながら、この文書に去年の評価のまとめも記載できれば一番良いと思いますが、これだけ整理するのは少し大変ですよね。農業委員の方々に、これをまとめるというのは少し負担かなと思います。

また、効率的に考えるのであれば、引き継ぎ書とはいいながら、農業委員と事務局が連携して日常的な農地管理を記録する文書として作成することも一つ

の案としてあると思います。

要するに現状と課題が書いてあるので、現状と課題を引継ぎのときにだけ渡すのか、それとも日常的な管理に役立てるのか、どちらにするべきかということではないでしょうか。日常的な管理にすると負担が大きいので、引継ぎだけにするというなら、それは極論すれば事務局が介在しなくとも、委員同士で伝達しあえばいい話だと思います。事務局が知っておきたいというなら、事務局にも伝えればよいと思いますので、その点も含めて一度整理したほうがよいと思います。

○事務局 ご意見ありがとうございます。引き続き検討させていただきます。

私からは以上となります。

○事務局次長 続きまして私から、前回の農業委員会で話があったボランティアの活用状況について報告いたします。

今農業ボランティアバンクに登録しているのは54名、以前一覧をお渡ししておりますが、1日だけ活動したという方も含めて、活動経験率は今50%ほどとなっています。また、できるだけ違う人に参加していただくようマッチングも行っております。活動経験者の約4分の1は、継続して活動していることに加えて、現在もマッチングの依頼はきておりますので、今年度もさらに伸びていくことが予測されます。皆様もご利用を検討していただきつつ、近隣の農家さんにお声かけいただければ幸いです。

最後に私からもう1点。第1回農業祭実行委員会開催についてです。後日、開催通知を送付いたしますが、今年度もフェスタ開催を予定しておりますので農業祭もそれに併せて開催予定にはなっております。

日にちといたしましては11月の9日、10日を予定しております。

第1回農業祭実行委員会は6月25日、2時半から開催する予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

では、次回の日程は6月25日、火曜日、15時30分から農業委員会総会を予定しております。

以上をもちまして、第2回総会は閉会いたします。ありがとうございました。